

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
(なし)	<p>(電源機能等喪失時の体制の整備)</p> <p>第17条の2</p> <p>組織は、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合(以下「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に係る計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練 (3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機、可搬式動力ポンプ、ホース及びその他資機材の配備 <p>2. 組織は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3. 組織は、第1項及び第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正(平成23年3月30日付)に伴う変更
附 則 附則 (平成22年6月14日 平成22・05・26原第3号) (施行期日) 第1条 この規定は、平成22年7月1日から施行する。 (省略)	附 則 附則 (平成 年 月 日 平成 ・ ・ 原第 号) (施行期日) 第1条 この規定は、経済産業大臣の認可を受けた日の翌日から施行する。 (省略)	